

平成27年第10回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成27年11月25日(水)
午前9時30分 から 午前10時52分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(11名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番		4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	長田賢二	8番	
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義(職務代理者)
15番			
4. 本日の欠席委員(3名)

3番	錦戸幸春
8番	田中文彦
15番	岡村貞夫(会長)
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第101号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 野田尚之・局長補佐 田中慎一・主幹 瀬形茂
7. 会議の概要
 - 1, 開会 開会午前 9時30分

事務局

おはようございます。

19日の天草地区農業委員研修会には多数ご参加頂き、ありがとうございました。

会議の前に連絡事項がございます。

事前にお配りしております、会議資料の中で、議案第101号、農用地利用集積計画の認定についての資料は、本日お配りしました資料を使用いただくよう、お願い致します。

また、本日は岡村会長が17日から入院のため欠席でございます。2週間の予定とのことです。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する。とございます。皆様から職務代理者として山下委員さんを互選頂いておりますので、本日の議長を山下委員さんをお願い致します。

それでは、定刻になりましたので、只今から平成27年第10回の農業委員会総会を開会致します。

まずはご挨拶をお願い致します。

山下職務代理者

皆さん、おはようございます。

19日の天草地区農業委員研修会には多数ご参加頂き、ありがとうございました。只今、事務局からお話がありましたように、岡村会長が病気で入院中でございます。私も仕事の都合上、まだお見舞いに行っておりませんが、お話しによりますと、だいたい2週間程度の入院とお伺いしております。岡村会長には1日でも早いご回復をして頂いて、又お帰りいただくことを願っている次第でございます。事務局から話しがありましたように、会長が欠席でありますので、私が議長を務めさせていただきます。大変お世話になります。よろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、錦戸幸春さん、田中文彦さん、岡村貞夫さんが欠席でございます。

出席委員は15名中12名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は山下職務代理者さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 それでは、12番の渡邊和人委員さんと、13番の春本一喜委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の、野田氏、田中氏、瀬形氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第2. 議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第2. 議案第99号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3ページをお開き下さい。整理番号1の案件につき説明致します。議案記載の譲り渡し人は議案記載の譲り受け人から売買により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請物件の表示は4ページの別表のとおりです。

田4筆2, 623㎡、畑1筆139㎡、合計5筆で2, 762㎡です。申請理由は、相手方の要望のためです。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

1 1 番

はい。先週から数日に渡りまして、現地確認と双方に直接お会いして話しを伺って来ました。議案書の中では土地がはっきりしないですけど、畑は譲り受け人のすぐ横にありまして、野菜等作っておられました。田については、都呂々の笹尾橋から先の道路沿いにあるまして、現在水稻を作っておられました。今回の件では、譲り渡し人の先代の頃から売買の話がある程度出来ていたんですけど、先代が亡くなられて最終的な手続きまで出来なかったんですけど、今回双方の話しがまとまって申請となったそうです。

ご審議よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長

続きまして、日程第3. 議案第100号 農地法第5条の規定による、許可申請について事務局に説明を求めます。

事務局

はい、日程第3. 議案第100号 農地法第5条の規定による、許可申請についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は、苓北町志岐の畑1筆774㎡のうち392㎡です。転用の目的は個人住宅です。

転用しようとする理由の詳細は、「譲受人は、現在天草市で借家に居住しているが、手狭となったため、実家がある苓北町に自宅の新築を考え、土地を探していた。

申請地は役場庁舎の東側に隣接する父親が所有する土地であり、

周辺は、住宅、学校、郵便局など、生活環境及び利便性も良いため、転用申請に至った次第である。

他に代替となる土地も無いことから、申請地を個人住宅として転用したい」というものです。

申請地は8ページから10ページに図示しております。

審議の要点につきましては、記載のとおりです。

現地確認、書類審査、聞き取り等の結果、適当であると判断しております。

申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、水道、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね300メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することとあり、役場、小学校、郵便局がありますので、第3種農地と判断しております。

以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願い致します。

10番

はい。11月14日に貸し渡し人の家に行ったところ、貸し渡し人はいませんでしたけれども、借り受け人の娘さんがいらっしゃったので、話しを聞きましたところ、親子関係で、現在本渡に暮らしていますが、夫婦とも茶北町内で仕事をしているようで、娘さんも町内の保育園に行っていて、来年子供が小学校に行くようで、今の家が狭いので、町営住宅等探したけど、良い物件がなくて、今回の申請になったそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございました。整理番号1の案件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議 長

無いようでございますので、整理番号1についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号 1 につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 9 5 号農用地利用集積計画の認定について、上程致します。
事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第 4、議案第 1 0 1 号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。

1 3 ページをお開き下さい。

再設定で 2 件ございます。利用権の設定を受ける者は、熊本県農業公社です。

利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は議案記載のとおりです。
期間は 1 0 年です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願い致します。

ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので許可することに致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

・事務局からその他事項

1. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について

議長

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして、平成
27年第10回総会を閉会いたします。

閉会午前10時52分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会長職務代理者 _____

署名委員 _____

署名委員 _____